

契約書（案）

- 1 件 名 次期森林保険業務システムの構築に係る工程管理等業務
- 2 仕 様 仕様書のとおり
- 3 契 約 金 額 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
- 4 履 行 期 間 契約締結日 から 令和 10 年 6 月 30 日
- 5 納 入 場 所 仕様書のとおり
- 6 検 査 場 所 納入場所に同じ
- 7 契約保証金 免 除

上記件名（以下「本業務」という。）について、国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林保険センター所長 安高 志穂（以下「発注者」という。）と （以下「受注者」という。）との間に、上記各項及び次の各契約条項によって請負契約を締結し、信義にしたがって誠実にこれを履行するものとする。

この契約締結の証として本書 2 通を作成し、発注者、受注者記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 神奈川県川崎市幸区堀川町 66 番地 2
国立研究開発法人 森林研究・整備機構
森林保険センター所長 安高 志穂

受注者

契 約 条 項

(契約の目的)

- 第1条 受注者は、頭書の仕様にに基づき、仕様書に定める期日（以降「履行期限」という。）までに本業務を完了し、その成果を発注者に引渡すものとする。
- 2 前項の仕様に明示されていない事項について、疑義が生じた場合は、発注者、受注者協議して定めるものとする。

(監督)

- 第2条 発注者は、本業務の適正な履行を確保するために監督をする必要があると認めるときは、発注者の命じた監督のための職員（以下「監督職員」という。）に監督させることができるものとする。
- 2 前項に定める監督は、立会い、指示その他の適切な方法により行うものとする。
- 3 受注者は、発注者（監督職員含む。）から監督に必要な業務計画表等の提出を求められた場合は、速やかに提出するものとする。

(履行期限の延長)

- 第3条 受注者は、履行期限までに本業務を完了できない場合は、あらかじめ発注者に対し遅滞の理由及び完了見込日時を明らかにした書面を提出して、履行期限の延長の承認を受けなければならない。

(延滞金)

- 第4条 発注者は、受注者が履行期限までに本業務を完了することができない場合は、前条に定める承認の有無にかかわらず、受注者に対し延滞金を請求することができるものとする。ただし、当該遅滞が天災その他やむを得ない理由によるものと認められる場合は、この限りでない。
- 2 前項に定める延滞金は、履行期限の翌日から履行完了の日までの遅滞日数1日につき契約金額の年3パーセントの割合で計算した額とする。

(検査)

- 第5条 受注者は、本業務を完了し、その成果品を納入しようとする場合は、発注者に対し納入する旨を通知し、発注者が命じた検査のための職員（以下「検査職員」という。）の検査を受けなければならない。
- 2 検査職員は、成果品の提出を受けた日から14日以内に検査を行わなければならない。
- 3 受注者又は受注者の使用人は、検査に立会い、検査職員の指示に従って、検査に必要な措置を講ずるものとする。
- 4 前項の場合において、受注者又は受注者の使用人が検査に立会わないとき、検査職員は、受注者の欠席のまま検査を行うことができるものとする。この場合において、受注者は検査の結果について異議を申し立てることができない。
- 5 受注者は、第1項の規定による検査の結果、不合格のものについては、検査職員の指示

に従い遅延なく手直しをし、再度検査を受け、本業務を完了させなければならない。

6 検査及び納入に要する経費は、全て受注者の負担とする。

(契約不適合責任)

第6条 受注者は、成果品を納入後1か年は当該成果品について保証するものとする。

2 前項に定めた保証期間に、通常の検査方法によって発見できない受注者の責めに帰すべき事由による契約不適合が発見された場合は、発注者は受注者に対し相当の日時を定めて当該契約不適合の修理を請求できるものとする。この場合には、受注者は直ちに当該契約不適合の修正を行わなければならない。また、発注者が当該契約不適合により不当な損害を被った場合は、受注者はその損害を賠償しなければならない。

(契約金額の請求及び支払)

第7条 受注者は、仕様書に定める全ての業務を完了し、第5条に定める検査に合格したときは、所定の手続きにより書面をもって発注者に代金支払の請求をするものとする。

2 発注者は、受注者が提出する適法な支払請求書を受理した日から40日以内（以下「約定期間」という。）に契約金額を支払わなければならない。ただし、受理した受注者の支払請求書が不適当なために発注者が返送した場合には、発注者が返送した日から受注者の適法な支払請求書を受理した日までの日数は、これを約定期間に算入しないものとする。

(遅延利息)

第8条 受注者は、発注者が約定期間内に支払わない場合は、発注者に対し遅延利息を請求することができるものとする。

2 前項に定める遅延利息は、遅延日数1日につき年2.5パーセント（政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示にて定められた率）の割合で計算した額とする。ただし、遅延利息の額が100円未満である場合及び100円未満の端数については、発注者は前項の定めにかかわらず遅延利息を支払うことを要しないものとする。

(契約の解除)

第9条 発注者は、発注者の必要により、次の各号の一に該当する場合において、この契約の全部又は一部について解除することができるものとする。この場合において、契約金額を変更する必要があるときは、発注者、受注者協議して定めるものとする。ただし、第9号、第10号に該当する場合は、何ら催告を要せず、この契約を解除することができるものとする。

- (1) 天災その他受注者の責に帰することができない理由により、受注者が契約の解除を申し出たとき
- (2) 受注者がこの契約に違反し、若しくは違反するおそれがあると認められるとき、又は正当な理由がなく義務を履行せず若しくは履行する見込みがないと認められるとき
- (3) 受注者又は受注者の使用人に不正の行為があったとき
- (4) 受注者又は受注者の使用人が第5条に定める検査職員の検査を妨げたとき
- (5) 受注者が破産の宣告を受けたとき又はそのおそれがあると認められるとき

- (6) 受注者が契約の解除を申し出たとき
- (7) 受注者は、契約後に再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、すべての再請負人を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手をいう。以下同じ。）が解除対象者であることが判明したとき
- (8) 受注者が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないとき

- (9) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は、役員または支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が反社会的勢力（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき 国立研究開発法人森林研究・整備機構反社会的勢力の対応に関する規定（27 森林総研第857号）第2条に規定する反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）に該当すると認められる

イ 役員等が、事故、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしていると認められるとき

ウ 役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき

エ 役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき

オ 役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき

- (10) 受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行っていると認められるとき

ア 暴力的な要求行為

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

エ その他各号に準ずる行為

（契約解除の違約金）

第10条 発注者は、第9条第1号に定める理由によりこの契約を解除する場合は、受注者に対し違約金を請求しないものとする。

2 発注者は、第9条第2号から第6号に掲げる理由又は第18条から第21条に違反した

ことによりこの契約を解除する場合は、違約金として契約金額の 100 分の 10 に相当する額を受注者に対し請求することができるものとする。またその場合は、受注者は発注者が指定する期日までに違約金を支払わなければならない。

(不正行為があった場合の違約金)

第 11 条 受注者は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、発注者が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 4 第 7 項（第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）又は第 7 条の 7 第 3 項（第 7 条の 9 第 3 項及び第 4 項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員または使用人を含む。）に係る刑法第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。

(違約金等に係る延滞金)

第 12 条 発注者は、受注者がこの契約に基づく違約金等を発注者の指定する期限までに支払わないときは、その支払わない額に発注者の指定する期限の日の翌日から支払の日までの日数に応じ、法定利率の割合で計算した金額を請求することができる。ただし、その金額に 100 円未満の端数があるとき、又はその金額が 100 円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てるものとする。

(損害賠償)

第 13 条 発注者は、第 9 条の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 受注者は、発注者が第 9 条第 8 号から第 10 号及び第 18 条から第 21 条に違反したことによりこの契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

3 受注者が、この契約により発注者又は第三者に損害を与えた場合は、全て受注者の負担により処理するものとする。

(不当な要求等への対応)

第 14 条 受注者は、自ら又は再請負人等が、暴力団、反社会的勢力、社会運動・政治運動

標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を発注者に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（延滞金及び違約金の徴収方法）

第 15 条 この契約によって、発注者が受注者から取得すべき延滞金及び違約金がある場合は、発注者はその選択により受注者に支払うべき金額と相殺し、又は徴収することができるものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第 16 条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を書面による発注者の承諾を得ずに第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

2 受注者は、本業務により作成したデータを公表又は第三者に譲渡する場合には、あらかじめ書面により発注者の承認を受けなければならない。

（秘密保持義務）

第 17 条 受注者は、この契約に基づく業務の処理上知り得た事実をこの契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。

2 受注者は、この契約に基づく業務の資料を転写し、又は第三者に閲覧、転写又は貸出してはならない。

（個人情報に関する秘密保持等）

第 18 条 受注者及びこの請負業務に従事する者（従事した者を含む。以下「請負業務従事者」という。）は、この請負業務に関して知り得た個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）を請負業務の遂行に使用する以外に使用し、又は提供してはならない。

2 受注者及び請負業務従事者は、保有した個人情報の内容をみだりに他人に知らせ又は不当な目的に利用してはならない。

3 前二項については、この請負業務が終了した後においても同様とする。

（個人情報の複製等の制限）

第 19 条 受注者は、請負業務を行うために保有した個人情報について、き損等に備え重複して保存する場合又は個人情報を送信先と共有しなければ請負業務の目的を達成することができない場合以外には、複製、送信、送付又は持ち出してはならない。

（個人情報の漏洩等の事案の発生時における対応）

第 20 条 受注者は、保有した個人情報について、漏えい等安全確保の上で問題となる事案を把握した場合には、直ちに被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、発注者に事案が発生した旨、被害状況、復旧等の措置及び本人への対応等について直ちに報告

しなければならない。

- 2 受注者は、この契約の履行に当たり発注者から貸出された資料又は支給を受けた物品等については、善良なる管理者の注意をもって保管および管理するものとし、紛失又は破損の場合は直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従って措置をするものとする。

(本業務完了時における個人情報の消去及び媒体の返却)

第 21 条 受注者は、請負業務が終了したときは、この請負業務において保有した各種媒体に保管されている個人情報については、直ちに復元又は判読不可能な方法により情報の消去又は廃棄を行うとともに、発注者により提供された個人情報については、返却しなければならない。

(契約の変更)

第 22 条 受注者は、予期することができない経済情勢の激変等により、契約金額が著しく不相当であると認められる場合には、発注者にその理由を書面をもって提出するものとする。

- 2 前項の場合、発注者は受注者の理由をやむを得ないと認めたときは、受注者と協議して変更することができるものとする。

(成果品の権利帰属)

第 23 条 受注者は、この契約によって生じた納入成果品に係る一切の所有権及び著作権(著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。)を、納入成果品の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとし、発注者の行為について著作者人格権を行使しないものとする。

- 2 受注者は、第三者が権利を有する著作物を使用する場合は、原著作等々の著作権及び肖像権等の取扱いに厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。
- 3 受注者は、発注者が納入成果品を活用する場合及び発注者が認めた場合において第三者に二次使用させる場合は、原著作等々の著作権及び肖像権等による新たな費用が発生しないように措置するものとする。それ以外の利用に当たっては、発注者は受注者と協議してその利用の取り決めをするものとする。

(紛争の解決)

第 24 条 この契約について、発注者と受注者との協議を要するものにつき協議が整わないとき、又は発注者と受注者の間に紛争が生じたときは、両者の協議により選出した第三者に解決の斡旋を求めるものとし、解決のために要する一切の費用は、発注者と受注者とが平等に負担する。

- 2 この契約に基づく作業に関し、第三者と著作権及び肖像権等に係る権利侵害の紛争等が生じた場合、当該紛争等の原因が専ら発注者の責に帰する場合を除き、受注者は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。この場合、発注者は係る紛争等の事実を知ったときは、受注者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受注者に委ねる等の協力措

置を講じるものとする。

(再委託の条件)

第 25 条 受注者は、本業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

なお、主たる部分とは、本業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。

- 2 受注者は、効率的な履行を図るため、本業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）を必要とするときは、あらかじめ書面により発注者の承認を得なければならない。ただし、再委託ができる業務は原則として契約金額に占める再委託又は再請負金額の割合（「再委託率」という。以下同じ。）が 50 パーセント以内の業務とする。
- 3 受注者は、再々委託又は再々請負（再々委託又は再々請負以降の委託又は請負を含む。以下同じ。）を必要とするときは、再々委託又は再々請負の相手方の住所、氏名及び業務の範囲を記載した書面を第 2 項の承認の後、速やかに、発注者に届け出なければならない。
- 4 受注者は、第 2 項の承認を受けた再委託の変更及び再委託の変更に伴い再々委託又は再々請負の相手方又は業務の範囲を変更する必要がある場合には、あらかじめ再委託の変更の承認を得たうえで、速やかに前項の書面を変更し、発注者に届け出なければならない。
- 5 発注者は、前二項の書面の届出を受けた場合において、この契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、受注者に対し必要な報告を求めることができる。
- 6 再委託する業務が委託業務を行う上で発生する事務的業務（印刷・製本、翻訳、会場設営及び運送・保管に類する業務）であって、再委託比率が 50 パーセント以内であり、かつ、再委託する金額が 100 万円以下である場合には、軽微な再委託として第 2 項から前項までの規定は、適用しない。
- 7 発注者は再委託、再々委託又は再々請負の相手方が第 18 条から第 21 条に違反した場合は、契約を解除することができる。またその場合は契約金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。
- 8 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(補則)

第 26 条 この契約に関して疑義を生じたとき、又はこの契約に定めがない事項については、発注者、受注者協議して定めるものとする。